

③ 診療所開設届

概要説明	医療法第 8 条、医療法施行規則第 4 条に基づき、医師、歯科医師が診療所を「個人」開設する場合の届出書です。
提出書類	<ol style="list-style-type: none"> 1 開設届（様式第 3 号） 2 医師、歯科医師の免許証の写し及び履歴書（原則原本確認） 3 助産師、薬剤師の免許証の写し及び履歴書（原則原本確認） 4 土地及び建物の登記事項証明書 （賃貸する場合は、賃貸借契約書又は使用貸借契約書の写し） 5 敷地の平面図 6 敷地周囲の見取り図 7 建物の平面図（縮尺 100 分の 1 以上のもの。各室の用途を明示。） 8 （エックス線装置等を設置する場合） エックス線診療室放射線防護図（平面図及び立面図、縮尺 50 分の 1 のもので、壁及び鉛の厚さを記入のこと。） 9 （有床診療所の場合） 病室に関する資料 <p>それぞれ 1 部（押印は不要です）（保健所の受理した証が必要な場合は 2 部）</p>
受付期間	開設日～開設後 10 日以内 ※工事着工又は開設の 2 週間前までにご相談ください
受付窓口	〒750-8521 下関市南部町 1 番 1 号 下関市立下関保健所 保健医療政策課 医事薬事係 TEL; (083) 231-1711 FAX ; (083) 231-1376
手数料	—
注意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 営利目的の開設はできません。 ・ 管理者は原則兼任できません。（⑧診療所管理者兼任許可申請により、介護老人保健施設等の管理者兼務が認められる場合があります。） ・ 敷地内移転、建て替えの場合は、⑫診療所開設届出事項変更届になります。 ・ 有床診療所においては、使用前に⑩診療所構造設備検査申請を行い、使用許可を受ける必要があります。
備考	<p>以下関係先等に事前相談を行い、手続に遺漏のないようご注意ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保険医療機関に係る指定等：中国四国厚生局山口事務所(083-902-3171) ・ 有床診療所の開設（移転、譲渡）：山口県医療政策課(083-933-2924) ・ 麻薬施用者等免許：山口県薬務課(083-933-3018) ・ 結核等指定医療機関、外来医療計画等：下関市役所